

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため
の関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例
(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を
次のように改正する。

別表大和市障がい者福祉計画審議会の項設置目的の欄中「障害者自立支援法」を「障
害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「確保」の次に
「等」を加える。

(大和市障害者介護給付費等審査会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第2条 大和市障害者介護給付費等審査会の委員の定数を定める条例(平成18年大和
市条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律」に改める。

(大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和4
2年大和市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改め
る。

(大和市障害者福祉手当に関する条例の一部改正)

第4条 大和市障害者福祉手当に関する条例(昭和41年大和市条例第25号)の一部
を次のように改正する。

第3条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律」に改める。

附則第2項の見出しを「(経過措置)」に改め、同項中「障害者自立支援法」を「障
害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(大和市障害福祉センター松風園条例の一部改正)

第5条 大和市障害福祉センター松風園条例(昭和52年大和市条例第10号)の一部
を次のように改正する。

第3条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律」に改める。

第23条第2項中「障害者自立支援法第29条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号」に改める。

別表生活介護型施設の項事業の欄中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(大和市障害者自立支援センター条例の一部改正)

第6条 大和市障害者自立支援センター条例（平成17年大和市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め、同条第2号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改め、同条第3号中「第77条第1項第1号」を「第77条第1項第3号」に改める。

第21条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条中大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第6条中大和市障害者自立支援センター条例第3条の改正規定（同条第1号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改める部分及び同条第2号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

